平成30年度 芦屋市生活困窮者 自立支援制度に関する 事業実績報告書(案)



令和元年7月 芦屋市

# 目 次

Ι		自立相談支援事業等(必須事業)の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 1
	_	+D=W rt1 4=	
	1	相談実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(1) 自立相談支援事業の相談分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2	2 3,000	
		(1) 相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(2) 自立相談支援事業による就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	3	成果と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
		(1) 成果 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	11
		(2) 課題 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	12
ΙI		就労準備支援事業(任意事業)の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	1	支援実績	15
	2	社会資源の開拓・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	3	対象者の状態像に対応できる支援メニューの多様化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	Ü		
	4	·····	
		(1)成果······	
		(2)課題······	21
ΙI	I	地域まなびの場支援事業(任意事業)の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	_	実績報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0.0
	1		
		(1) 学習支援······ (2) 子どもの居場所「ひみつきち」····································	
		(2) 于ともの店場所「ひみつきら」	
	0	成果と課題······	
	2		
		(1)成果	24
I۷		個別事例とその地域課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
٧		事業推進体制 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	30
	1	芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	30

2	総合相談連絡会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
3	事例検討会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
4	阪神 7 市·篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会····································	32
5	総合相談窓口の関係図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	}4
VI	芦屋市における生活困窮者自立支援事業の課題と今後の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	}5
VII	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
1	広報啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
	(1)広報誌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
	(2)広報物作成	36
	(3)説明会等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
2	近隣市との情報交換会等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
3	職員研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
4	視察対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
VIII	参考資料	38
1	生活困窮者自立支援推進協議会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
2	平成 30 年度 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会委員名簿 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	10
3	つながるあしや、福祉なんでも相談 総合相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11

## I 自立相談支援事業等(必須事業)の実績

## <事業の概要>

芦屋市の自立相談支援事業は社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会(以下、社協)が芦屋市から委託を受けて実施しています。総合相談窓口での相談や市役所や関係機関からの連絡を受けて、様々な生活上の困りごとや不安を抱える人に対し、専門相談員が解決策や生活再建案を一緒に考え、自立に向けた支援を行います。

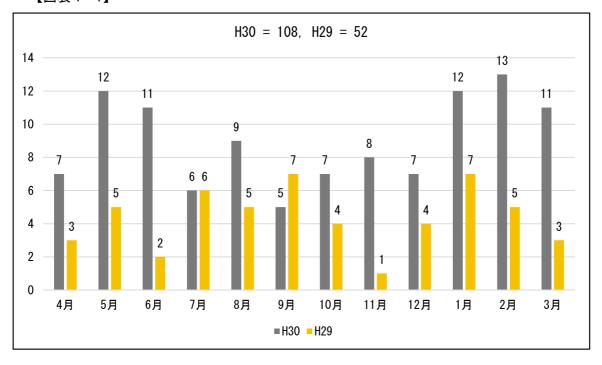
相談者の多くは家計に課題があり、早急に対応策を検討する必要があります。相談者本人だけでは解決策を見出すことが難しいことも多く、社協では、内部の他事業や多くの関係機関と連携・協働することにより、支援を行いました。平成30年度は法律改正もあり、生活困窮者自立支援制度の見直しが図られました。明確化された法の理念である「生活困窮者の尊厳の保持」、「生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援」、「生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり」に沿った事業を実施しましたので、以下にその内容を報告します。

### 1 相談実績

## (1) 自立相談支援事業の相談分析

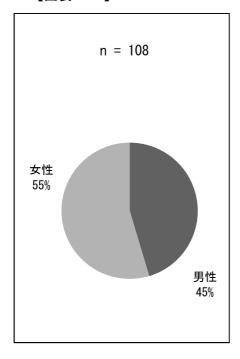
#### ① 月別相談件数の推移

【図表 1-1】



## 2 性別

## 【図表 1-2】



【図表 1-3 主な困りごと種別】

困りごと 男女別	社会的 孤立	離職(無職)	家計	家族 関係	疾病	合計	H29
男性	10	9	26	2	2	49	27
女性	2	7	39	5	6	59	25
合計	12	16	65	7	8	108	52

【図表 1-4 年代別】

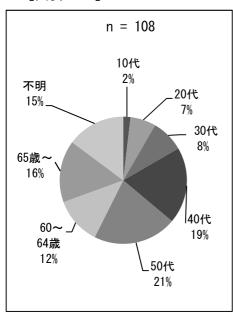
年代	10	20	30	40	50	60~	65 歳	不	合	Han
男女別	代	代	代	代	代	64 歳	以上	明	計	H29
男性	1	2	4	8	8	8	9	9	49	27
女性	1	5	5	13	15	5	8	7	59	25
合計	2	7	9	21	23	13	17	16	108	52

昨年度に比べ相談件数が増加しています。全体として男女比は、昨年度までとは変わり女性が 多くなっています。

男女ともに「家計」についての困りごとが多く、それに次いで「離職(無職)」の相談が多くなっています。年代別では男女ともに、50代からの相談が多くなっています。50代女性からの相談内容の傾向として、50代母親と20代の子の世帯において、生計中心者である母親の離職による相談が多くなっています。

## ③ 年代別

【図表 1-5】



【図表 1-6 各地区の状況】

地区別年代別	精道	潮見	東 山手	西山手	不明	合計	H29
10代	0	1	1	0	0	2	1
20 代	5	0	1	0	1	7	2
30代	5	2	2	0	0	9	7
40 代	6	8	4	2	1	21	17
50 代	12	6	3	1	1	23	9
60~64 歳	2	6	0	3	2	13	2
65 歳以上	4	4	4	4	1	17	14
不明	2	3	3	2	6	16	0
合計	36	30	18	12	12	108	52

今年度は、昨年度と同様、精道地区からの相談が最も多くなっています。精道地区の 40 代・50 代からの相談割合が増加しています。

## ④ 主な困りごと種別

【図表 1-7】

n = 108 疾病 社会 的 孤立 関係 6% 離職 (無職) 15%

【図表 1-8 年代別の状況】

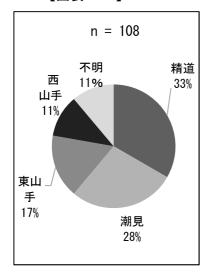
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,								
年代	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60~ 64 歳	65 歳 以上	不明	合計	H29
社会的孤立	0	3	2	4	1	1	0	1	12	11
離職(無職)	1	0	1	3	5	4	1	1	16	11
家計	1	3	4	12	14	6	13	12	65	28
家族関係	0	0	1	2	0	1	1	2	7	1
疾病	0	1	1	0	3	1	2	0	8	1
合計	2	7	9	21	23	13	17	16	108	52

就労中の人の「家計」に関する相談が増えた傾向にあります。理由としては転出転入、本人または家族員の事故や病気により収入の範囲内での生活が難しくなったことなどが考えられます。 また、昨年度と比較すると「離職 (無職)」の相談は増加しました。

特に,「家計」の相談では自己破産や任意整理,借金の支払い,家賃・公共料金の滞納などの相談が多く,昨年度比の割合も増加しています(H29年度 54%, H30年度 58%)。

## ⑤ 地区別

【図表 1-9】



【図表 1-10 主な困りごと種別】

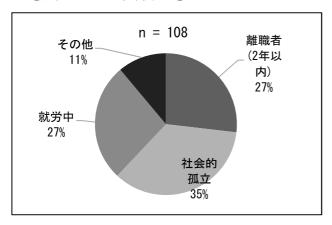
	社会的	離職(無職)	家計	家族	疾病	合計	H29
精道	4	5	19	3	5	36	23
潮見	4	6	18	1	1	30	11
東山手	2	3	10	1	2	18	6
西山手	1	0	10	1	0	12	8
不明	1	2	8	1	0	12	4
合計	12	16	65	7	8	108	52

今年度は潮見地区や東山手地区の相談が増加しました。

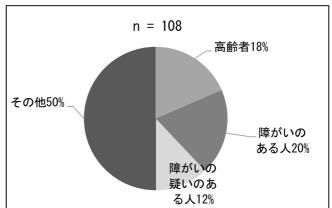
昨年度と同様、地区に関わらず、相談全体で「家計」に関する相談の占める割合が高くなっています。

## ⑥ 就労状況·対象者

## 【図表 1-11 就労状況】



【図表 1-12 対象者】



【図表 1-13 就労状況・対象者】

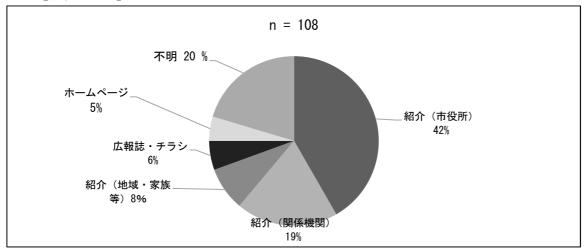
対象者区分	高齢者	障がいの	障がいの	児童	その他	合計	H29	
就労状況	同断伯	ある人	疑いのある人	九里	てい世		1123	
離職者(2年以内)	4	6	4	0	15	29	11	
社会的孤立(2年以上)	13	7	8	0	10	38	11	
就労中	3	5	1	0	20	29	11	
その他	0	3	0	0	9	12	19	
合計	20	21	13	0	54	108	52	

昨年度に比べ,「離職者(2年以内)」,「社会的孤立(2年以上)」の件数が増加しています。 「障がいのある人」,「障がいの疑いのある人」の相談も多く,就労定着が困難で,転職を繰り返しているといった相談が増加しています。

また、高齢の母親と40代・50代の子との世帯の相談も多く、主な収入が母親の年金であると、高齢者への経済的虐待案件である場合もあり、養護者支援として関わることもありました。

## ⑦ 相談経路

## 【図表 1-14】



## 【図表 1-15 相談経路内訳】

[四次] 10 有政府即75				(C) 地域・家族からの	
(A)市役所からの紹介 	件数	(B)関係機関からの紹介	件数	紹介	件数
福祉部 生活援護課	24	社会福祉協議会	7	家族・知人	6
こども・健康部 子育て推進課	4	障がい者相談支援事業	4	UR・家主	2
福祉部 障害福祉課	4	高齢者生活支援センター	3	民生委員・児童委員	1
市民生活部 保険課	3	就労準備支援事業	2	(C) 合計	9
企画部 お困りです課	3	兵庫県社会福祉協議会	2	H29	7
福祉部高齢介護課	2	ハローワーク西宮	1	(D)自分から(広報誌等)	件数
総務部 債権管理課	2	若者相談センターアサガオ	1	広報誌・チラシを見て	6
福祉部 地域福祉課	1	権利擁護支援センター	1	ホームページを見て	5
上下水道部 水道業務課	1			(D) 合計	11
所管課不明	1			H29	12
(A) 合計	45	(B) 合計	21	(E) 不明	22
H29	27	H29	6	H29	0

【図表 1-16 主な困りごと種別の相談経路】

困りごと		会的 立		推職 無職)	家	家計		k族 関係	光	<b>疾病</b>	合	ì計	Н	29
相談経路	全数	内 滞納 ・ 負債 有	全数	内 滞 ・ 負債 有	全数	内 滞納 ・ 負債 有	全数	内 滞納 ・ 負債 有	全数	内 滞 ・ 負債 有	全数	内 滞納 ・ 負債 有	全数	内 滞納 ・ 負債 有
(A)市役所 からの紹介	2	0	7	4	31	10	2	0	3	1	45	15	27	8
(B)関係機関 からの紹介	7	0	2	0	8	2	3	0	1	0	21	2	6	3
(C)地域・家族 からの紹介	2	0	2	2	3	1	1	0	1	0	9	3	7	1
(D)自分から (広報誌等)	1	0	2	0	7	4	0	0	1	0	11	4	12	9
(E) 不明	0	0	3	1	16	7	1	0	2	1	22	9	0	0
合計	12	0	16	7	65	24	7	0	8	2	108	33	52	21

今年度は新たに福祉部生活援護課との連絡会議を開催し、お互いの制度理解や支援方針について協議することにより、相談窓口により結びつきやすくなりました。就労自立や資産売却により生活保護廃止となることが見込まれるケースについては、支援継続することにより情報共有や支援方針共有などの連携をすることで切れ目のない支援を行うことができました。

また、個別ケースを通じて収納関係課、市立芦屋病院との連携に努めました。滞納・負債を抱える相談者の中には、請求額を一括支払いができない家計状態であると、支払うことをあきらめてしまう人も多く、市税や保険料の少額分納相談、国民健康保険加入手続きなどのため窓口へ同行支援をすることにより、市税等の納付に至ったケースがあります。

他にも、病気があり受診の必要があるにも関わらず無保険で受診できないケースもあり、保険加入・病院受診・治療開始へとつながり生活再建に向け支援が進みました。

今年度も昨年度と同様、各分野の相談支援業務に携わる、関係機関の新任・異動職員向け制度 勉強会を実施しました。今後は、新しくつながった関係機関との連携を継続するとともに更に、 周知・啓発に取り組む必要があると考えます。

## 2 支援実績

- (1) 相談支援
- ① 相談支援の状況

【図表 2-1 平成 30 年度実績】

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合	H29
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	計	
自立相談件数	7	12	11	6	9	5	7	8	7	11	14	11	108	52
プラン作成件数(新規)	2	1	0	3	1	1	2	3	4	1	2	2	22	20
プラン作成件数(延長)	2	1	3	3	0	3	4	0	1	1	2	4	24	22
住居確保給付金(新規)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	2
住居確保給付金(延長)	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	3	5
就労準備支援事業(新規)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
就労準備支援事業(延長)	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
学習支援事業(新規)	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
自立相談支援事業による 就労支援	2	0	1	2	1	1	0	1	0	1	1	0	10	19
生活福祉資金等による貸付	1	0	1	0	0	1	1	0	1	0	1	1	7	4
生活保護受給者等就労自立 促進事業	1	0	1	1	1	1	2	1	0	1	2	1	12	9
就労者数	0	1	2	0	0	1	2	0	0	2	1	0	9	13
増収者数	0	2	2	0	0	1	2	1	0	2	1	2	13	21

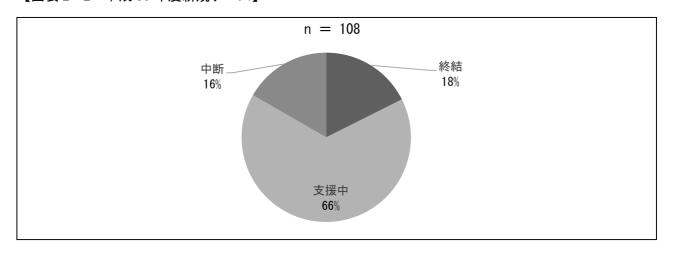
「プラン作成件数」は、新規・延長ともに昨年度とほぼ同様の件数になっています。

障がいの疑いのある人からの相談や、家計に関する相談などは課題が複合的であり、アセスメントに時間を要するため、2回目以降の継続相談の中で、プラン作成につながることが多いです。 世帯員が複数の場合は、課題が複合的で、取り組むべき課題の優先順位から本人と話し合う必要があるため、支援にも時間を要することが多いです。

継続相談では、本人への働きかけとスモールステップで課題について一緒に考えることや就労に繋がる意欲を引出すなどの支援を実施し、ハローワーク西宮との連携による生活保護受給者等就労自立促進事業につながったケースが増加しました。

## ② スクリーニング状況

## 【図表 2-2 平成 30 年度新規ケース】



【図表 2-3 主な困りごと種別】

		社会的 孤立	離職(無職)	家計	家族	疾病	合計
	27~29 年度*	3	1	4	0	0	8
終結	30 年度	1	6	8	3	1	19
	合計	4	7	12	3	1	27
	27~29 年度*	14	12	22	0	0	48
支 援 中	30 年度	10	8	43	4	6	71
<b>Н</b> 	合計	24	20	65	4	6	119
	27~29 年度*	3	3	1	0	0	7
中断	30 年度	1	2	14	0	1	18
	合計	4	5	15	0	1	25

\*27~29 年度中に終結に至らなかったケース

平成 27 年度から平成 29 年度に終結とならず、平成 30 年度に終結となった継続ケースは市外転居や他機関へのつなぎによる終結でした。

支援中ケースでは就労歴がない社会的孤立の人も多く、相談員と家族が定期面談を実施するも本人には会えない場合も多いです。生活を支える親の高齢化により、経済的・生活能力など本人の将来に不安を抱える親が増えています。

「家計」や「離職(無職)」に課題がある人も多く、就労していても収入の範囲内での生活が難しい人や離職や転職を繰り返すため生活が安定しない人、低年金のため就労の必要があるが仕事が見つからない人が多いです。

「家計」に関する困りごとの相談者の中には、金銭給付や貸付を希望し来所する人もいます。 生活福祉資金緊急小口資金を申請しても本人が貸付金を手にするには、10 日ほどかかることが多 く、所持金が少なく食材も不足するなど緊急支援を要する相談内容の場合、フードバンクを利用 した支援を行うこともあります。今年度は7名の相談者がフードバンクを利用、6名の相談者が緊 急小口資金利用となりました。

しかし、貸付相談などは申請から決定まで時間がかかり、相談時の所持金が数十円から数百円 など急ぐケースには対応できないこともあります。

今年度は高額家賃から低額家賃への転居や、家賃滞納など家賃に関する相談が19件ありました。 また就労や収入が不安定になり、所有住宅の住宅ローンや管理費を滞納し自己破産や任意整理な どの必要があり、自宅売却と転居を伴う相談も多くありました。

【図表 2-4 主な困りごと別の解決法】

解決法主な困りごと	就労	家計改善	他機関 つなぎ	その他	合計	H29
社会的孤立	0	0	2	2	4	6
離職(無職)	2	0	4	1	7	4
家計	3	1	6	2	12	8
家族関係	0	0	2	1	3	1
疾病	0	0	1	0	1	1
学習支援	0	0	0	0	0	0
合計	5	1	15	6	27	20

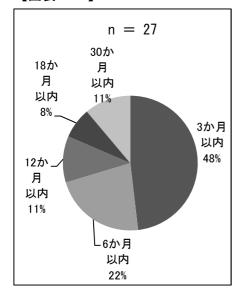
解決法で一番多いのは「他機関つなぎ」で、生活保護受給につながることが多いです。就労や 自宅等の資産売却により生活保護廃止が見込まれる場合は、生活保護受給になったことで自立相 談支援事業を終結とするのではなく、ゆるやかな支援継続や担当者間の情報共有により、本人の 環境変化に対応できるように支援を継続します。

また自己破産などの法的整理が必要となる場合などには権利擁護支援センターの専門相談を利用することもあります。今年度は5件、専門相談を利用し、解決に向けての見通しへとつながり継続支援となったケースもあります。

「社会的孤立」に関する困りごとは、支援経過の中で障がい者手帳を取得し「他機関つなぎ」 で障がい者相談支援事業での支援継続となっています。

### ③ 終結までの支援期間

#### 【図表 2-5】



【図表 2-6 主な解決法の種別】

解決法期間	就労	家計 改善	他機関	その他	合計	H29
3か月以内	2	1	9	1	13	10
6か月以内	1	0	3	2	6	2
12 か月以内	1	0	2	0	3	2
18 か月以内	1	0	1	0	2	1
24 か月以内	0	0	0	0	0	4
30 か月以内	0	0	0	3	3	1
合計	5	1	15	6	27	20

終結までの期間は、3か月以内が最も多くなっています。

解決法では「他機関つなぎ」で、つなぎ先としては障がい者相談支援事業、福祉部生活援護課 (生活保護担当課)が多くなっています。

#### ④ 福祉部生活援護課との連携

昨年度と同様、相談経路内訳では、福祉部生活援護課からの相談が最も多く、24件でした。今年度から福祉部生活援護課との連絡会議を3回開催し、両制度の制度理解のための研修やケースについての支援方針を協議し、つなぎ方のルールなどについても検討しました。今後も2か月に1回の頻度で開催します。

また、事例検討会へもケースワーカーが出席し、本人への関りについてスーパーバイザーから アドバイスをいただいたケースもあり、支援停滞ケースへの支援方針を検討することができ連携 を深めています。

## (2) 自立相談支援事業による就労支援

一般就労者数は9人(前年度13人)でした。また転職等による増収者数は13人(前年度21人)いました。転職支援によるものと考えます。なお、就労・増収に該当する人が平成31年3月末に得た収入額は約1,078万円、また一般就労した人が仮に生活保護制度の適用を受けていれば、約369万円の給付額となります。

ハローワーク西宮との連携による生活保護受給者等就労自立促進事業の利用を積極的に行いました。また、ハローワーク西宮の担当者が定例支援調整会議に同席することにより、支援内容の共有 や支援方針の検討をすることができました。

#### (3) 自立相談支援事業における他事業との連携

#### ①住居確保給付金

家賃の支払い等に関する相談は28件あり、そのうち住居確保給付金事業の利用実績は新規、延長を合わせて5件あり、期間中に常用就職につながったケースもあります。事業利用期間中に常用就職に至らなかった場合も、引き続き支援を行っています。

#### ②就労準備支援事業

就労準備支援事業利用に至る前段階の対象者も多く、積極的に関わりを持ち就労意欲喚起と働くことの意味やその準備について具体的に支援することができました。

## ③学習支援事業

学習支援事業担当者と事業の利用手順や自立相談支援事業からのつなぎ方を確認しました。また、 自立相談支援事業利用の対象者世帯や関係機関への周知を行いました。

自立相談支援事業からつながった学習支援事業の利用者は、1件でした。

#### (4) 他機関等との連携

転居が必要なケースの場合、生活家電を購入することができない場合もあり、社協事業である生活物品等ゆずりあいネットワークを活用することもあります。今年度は5件の利用がありました。

また、民生児童委員協議会との連携による「福祉を高める運動世帯」として、相談者の居住地域の民生委員による見守りと共同募金配分金を財源とした経済的支援を、 15 世帯に行い、相談者の自立を支援しました。

フードバンク関西との連携においては個別ケースへの食材提供だけでなく、毎年7月に開催される保健福祉フェアと、今年度からは毎月1回総合相談窓口において、フードドライブを実施しました。

また、芦屋市地域発信型ネットワークの地域ケアシステム検討委員会等において地域課題の共有や関係機関との連携を積極的に行い、個別ケース支援に役立てました。

#### 3 成果と課題

#### (1) 成果

#### ① 周知・啓発について

西宮市の自立相談支援機関へ呼びかけ、共同で宅建業協会に出向き制度説明をするとともに、 市内不動産業者へ案内チラシにより周知・啓発に努めました。

また、福祉部生活援護課との連絡会議を立ち上げ、両者の制度理解、ケースのつなぎ方の確認、支援方針の共有などを2か月に1回開催しています。ケースを通しての担当者間の連携だけではなく、関係機関同士の連携と理解・ルール作りが個別ケース支援において有益であると考えます。 昨年度に引続き、市と関係機関の新任職員向けの研修会やケアマネジャー友の会の研修会にて 周知に努めました。

### ② 就労支援について

定例支援調整会議にハローワーク担当者と就労準備支援事業担当者が出席することにより、新 規ケースの情報を共有し、就労支援の必要性と手立てを早期に検討することができました。

#### ③ 地域での居場所・役割について

参加には至りませんでしたが昨年度に引続き、社会参加の場として地域行事への参加を促しま した。また、「ひとり一役活動推進事業」などのボランティア活動を紹介し、保健福祉センター と連携して花苗の植替えボランティアに参加をすることができました。

#### ④ 総合相談窓口でのスクリーニングの見直し

初回スクリーニング時に実施していた「他制度・他機関つなぎ」と自立相談支援事業の支援の中で行っている「他機関つなぎ」の違いが不明確となっていた課題に対して見直しを行い、関係機関からの相談については直接、自立相談支援機関として相談を受け付けることとしました。また、総合相談窓口で受け付けた相談に関しても初回スクリーニングを見直し、自立相談支援事業を他機関つなぎとしました。この見直しにより関係機関から自立相談支援事業を目指してきた相談については、総合相談窓口を経由せずに、自立相談支援事業対応ケースとすることで、相談員の負担が軽減されるとともに、自立相談支援事業としての実績が明確になりました。また初回スクリーニングを改編することで、総合相談窓口及び自立相談支援事業の機能が明確になり、より効果的に各窓口との連携ができるようになりました。

定例支援調整会議の機能も見直したことにより、自立相談支援事業にて対応した全ケースについて、共有・協議することで、実態を適切に把握し、効果的な支援体制の構築等につなげることができました。

#### (2) 課題

① 周知・啓発について(潜在的な相談者をどうつなぐか)

チラシや周知グッズの配布、研修会の開催により、総合相談窓口の周知に努めていますが、社会的孤立など潜在化しやすい対象者の掘起こしのために、新たな分野・業種へアプローチするなど、周知方法の工夫が課題となっています。

学齢期を卒業する若年層への働きかけとして、近隣の高等学校や専門学校などへ相談窓口の周知をする必要があります。また学習支援事業の潜在的ニーズ把握のため、児童福祉分野・教育分野との連携、周知方法が課題です。

## ② 家計相談について (関係性の構築が難しい人への支援)

家計相談として支援をはじめた場合でも、家庭訪問をすると生活状況から解決すべき課題が複数あることや本人の生活能力そのものが低いと判断せざるを得ない場合もあり、本人への関わり方や支援方針を立てなおすこともあります。

また、高齢の母親と 40 代・50 代の無職の子どもの世帯や世帯員の中に障がいのある人がいる場合、収入が母親の年金、家族の障害年金のみの場合もあり、経済的虐待ケースであることもあり

ます。虐待ケースの場合、虐待対応チームとの連携も必要であり、本人の課題の優先事項より虐 待解消が最優先されるため、一時的に支援方針を転換したり手立てをよく考える必要があります。

また、相談者に切迫感がない場合、金銭感覚や生活レベルを変えることが難しいため、生活費を抑制することができないケースもあり家計改善の必要性を対象者に理解してもらう働きかけが必要です。家計改善支援を望まない・支援につながらない人に対しても、丁寧なアプローチが必要であり、支援は長期化する傾向にあります。

50代の母親と20代の子どもの世帯からの相談も増えています。子どもが18歳までは経済的には児童扶養手当があり、生活上の困りごとは児童福祉分野の相談員が対応しますが、子どもの年齢が18歳を過ぎると相談窓口が無い状況になります。生活困窮世帯として捉え、社会的孤立にならないように関係機関と連携し、支援をつないでいく必要があります。

今年度は債務整理が必要であり権利擁護相談や法テラスを紹介することが多く、その後の継続 支援では債務整理支援、生活支援、就労支援などさまざまな支援が必要となります。

家計相談における関係機関との連携状況の評価や対応事例を検証し,支援の充実を図っていく 必要があります。

#### ③ 地域での居場所・役割について

社会的孤立・ひきこもりの相談者の中には、本人に会えない場合も多く、また家族の高齢化により生活基盤そのものが危うい状況にある世帯もあります。高齢ひきこもりの場合、相談窓口や具体的支援が乏しい現状があり、家族会や親の会などの立ち上げと具体的支援策の検討が必要と考えられます。

市内・近隣には活動の場そのものが少ないという課題を、生活困窮の相談内容から地域課題と して発信することで、地域の中での居場所づくり創出が必要とされています。

相談者の中には相談員が同行しての地域の居場所への参加に留まり、地域住民などの新たな人との人間関係の構築になりにくい状況があります。次のステップを相談者本人と検討し、自立に向け働きかける必要があります。

自宅売却や転居をする必要がある場合、地域との関係性が途切れてしまうことが多く、また目の前の課題解決に取り組むことで精いっぱいな状況にあるケースも多いです。転居先の地域のルールや行事、早く環境に慣れ生活を維持することができるように地域住民の協力を働き掛ける必要があります。

## ④ 就労支援について

就労中でも収入の範囲内での生活が困難なケースや高齢者が就職に結びつきにくいケースなどは、給付金や貸付けを希望する場合が多くあります。転職支援などでハローワークの職業相談窓口などを積極的に活用する必要があります。

社会的孤立・ひきこもりの相談者へは就労準備支援事業利用の準備段階から関わる必要があり、 家族以外の人とのコミュニケーションの場面を提供していく必要があります。

## ⑤ 他機関連携と多分野横断課題への取組み

相談者の中には生活上の問題が複数・複雑化している人も多く、他の専門分野と連携協力し支援をする必要があります。支援調整会議において継続支援ケースについては支援方針の協議と共有をすることができていますが、新規ケースは初回対応状況の情報共有にとどまり支援方針の協議まで至っていません。

個人情報共有への同意が得られない相談者の場合は、改正法に位置付けられた支援会議を設置 し、支援方針を検討する必要があります。

また、地域発信型ネットワークなどの既存の他分野のネットワークに課題提起することにより、 多分野横断課題の解決に向けた他機関連携を進める必要があります。

地域生活上の様々な課題を解決していくためには、行政や関係機関との連携だけでは不足します。ガスや電気などのライフライン業者や住宅に関連する不動産業、病院やクリニックなどの民間業者と連携することをどのように仕組みとして作っていくかが今後の課題です。

#### ⑥ 個別ケース支援を通して見えた共通課題

糖尿病を持病とする人は、病識があっても自覚症状が少なく治療期間が長期に及ぶため、また医療費負担が高額であることから、医療未受診・治療断念となる人も多く、身体的に深刻な状態となるケースがあります。高額療養費制度などを利用してもなお家計における医療費負担が重い傾向にあり、また病気があるため就労状況も不安定となることから、収入も不安定かつ慢性的な経済困窮状態にありますが現状では具体的な支援手段がありません。

住宅転居が必要となる場合、生活福祉資金の福祉資金(転宅費)の貸付相談が含まれることも多くあります。その場合、貸付決定までは1か月以上時間がかかるため、相談から転居予定日まで十分な準備期間がないなど対応困難なことがあります。また就労していない・高齢である・身元保証人がいないなどの理由により転居先物件の賃貸借契約が困難なケースも多くありました。

その他のケースにおいても所持金がなく食材も不足するなど緊急支援を要する相談内容であるに もかかわらず、様々な手続きや支援内容に相談者本人も対応していくことが難しいことがあります。 また、時間的余裕がないために利用できない制度があるなど、支援困難となるケースもありました。

## II 就労準備支援事業(任意事業)の実績

### <事業の概要>

一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を目的として、生活リズムを整える、他者と適切なコミュニケーションを図ることができるようにするなどといった日常生活自立・社会生活自立に関する支援から、就労体験の利用の機会の提供等を行いつつ一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すといった就労自立に関する支援までを計画的かつ一貫して提供します。

## 1 支援実績

<支援プラン作成件数と内容>

就労準備支援プログラム(計画書・評価書)は対象者 3 人(今年度新規 2 人)に計 4 件を作成しました。 計画内容については、月次の評価により、適宜見直しを行いました。

## 【図表1 支援状況】

(年齢 性別)	支援期間	来所面談	電話 メール	自宅	言訪問	他機関同行等	その他	
	9 か月間	66	76	2		4	59	
H29-C	・3 人世帯 ・経路:関係機関(祖父の担当ケアマネジャー)からの相談							
(20 代 男性)	・大学卒業後アルバイトするが,会社が倒産し無職							
(2010 男性)	・精神障がいを持つ母と依存的な関係							
	・主訴:「正社員として働きたい」が、仲の悪い家族の仲裁役も必要							

[支援経過] 昨年度は、就職活動より母との外出を優先する状態だったため、就労への意識づくりに努めた。秋頃より毎週ハローワークへ通い、応募するようになり、採用が決まった会社があったが、「家族が反対するから。希望職種ではないから。」と辞退し、就労に結びついていない。未だ希望職種が定まっていない状態である。祖父担当のケアマネジャー・母担当の相談員と連携しながら、本人の就労意欲がさらに高まり、就労に結びつくように支援を続けている。

(年齢 性別)	支援期間	来所面談	電話 メール	自宅訪問	他機関同行等	その他			
	3 か月間	4	2	2	0	9			
H30-A	・2 人世帯 ・経路:高齢の母親の支援者からの相談								
(50 代 男性)	・自己破産することになり,自営業を廃業することになった。新しい仕事を探さなけれ								
(30 10 万庄)	ばならない								
	・主訴:自分の生活費は自分で働いてまかないたい								

[支援経過] 自営業を営みながら、母の年金を頼りに暮らしていたが、母の施設入所に伴い、その費用に 年金がほぼ全額充てられることになった。自営業の負債がかさみ、自立相談支援事業の支援による債務整 理と並行しながら就職活動を行った。自宅訪問して、履歴書の書き方や面接の心構えなどをアドバイスすると、短期間で採用が決まった。その後も就労定着支援を続けたところ、無遅刻無欠勤で就労を継続でき、3 か月で就労準備支援事業利用は終結となった。

(年齢 性別)	支援期間	来所面談	電話 メール	自宅訪問	他機関同行等	その他			
	3か月間	9	12	3	1	42			
H30-B	・単身世帯 ・経路:家賃の滞納で、家主からの相談								
(30代 男性)	・金銭管理をしていた同居の母が入院し、また同時期に仕事を退職した。								
(30代 五庄)	その母が亡くなり、手持ち金が少なくなり、日常生活も心もとない								
	・主訴:「早く働きたい」								

[支援経過] 持参した履歴書の作成において、学校卒業年が違っており、指摘すると修正することはできるが、自分で計算することは難しい。ハローワークからのアドバイスを受け、障がい者手帳の取得に向け、 支援を行った。

障がい者手帳を取得後、阪神南障害者就業・生活支援センターにつなぎ、就労移行支援事業所の利用を 開始した。

【図表 2 就労準備支援事業終結状況】

(年齢 性別)	来所面談	電話メール	自宅訪問	他機関同行等	その他	備考
H27-A(50代 男性)	1	0	0	0	1	他市へ転居(A 型事業所利用)
H27-D(40代 男性)	1	9	2	2	4	障がい者相談支援事業へ
H27-L(20代 男性)	21	65	3	19	59	阪神南就ポッヘ
H29-A(20代 男性)	4	6	10	2	43	障がい者相談支援事業へ
H29-C(20代 男性)	3	7	0	0	11	自立相談支援事業へ
H30-A(50代 男性)	0	1	0	0	1	就労準備支援事業:終結
H30-B(30代 男性)	8	27	8	9	73	阪神南就ポツへ

※A 型事業所: 就労継続支援 A 型事業所

※阪神南就ポツ:阪神南障害者就業・生活支援センター

【図表 3-1 就労準備支援事業未利用者 支援状況】 就労準備支援事業利用には至らない人の支援状況

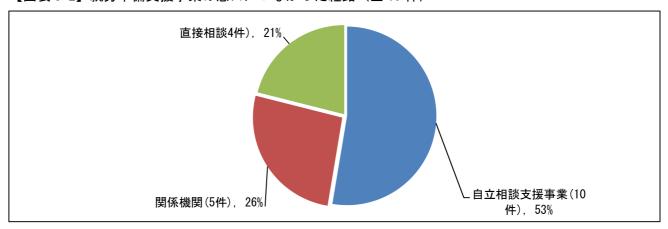
(年齢 性別)	来所面談	電話メール	自宅訪問	他機関同行等	その他	H31. 3. 31 時点
H27-F(60代 男性)	0	0	1	0	0	就労準備支援事業
H27-H (40 代 男性)	1	0	0	0	1	障がい者相談支援事業へ
H27-I (40代 男性)	1	13	2	1	2	阪神南就ポツへ
H27-K(30代 男性)	1	0	0	0	1	自立相談支援事業継続
H28-J(40代 男性)	1	10	2	1	12	障がい者相談支援事業へ
H29-D (40 代 男性)	1	2	0	0	1	障がい者相談支援事業へ
H29-E(40代 男性)	1	0	0	0	1	自立相談支援事業継続
H29-H(30代 男性)	2	0	0	0	8	自立相談支援事業継続
H29-I (40代 男性)	3	0	0	0	0	自立相談支援事業へ
H29-K (50 代 男性)	1	0	0	0	0	自立相談支援事業継続
H29-L(20代 女性)	1	3	0	1	11	終結(就職)
H29-M(30代 男性)	1	37	10	2	18	就労準備支援事業
H29-0 (50 代 男性)	1	3	0	0	2	自立相談支援事業継続
H29-P(60代 男性)	1	0	0	0	3	自立相談支援事業継続
H29-Q(20代 男性)	7	7	0	0	15	自立相談支援事業継続
H30-C(20代 男性)	2	2	0	0	3	阪神南就ポツへ
H30-D(20代 男性)	1	23	14	0	32	就労準備支援事業
H30-E(30代 女性)	1	0	0	0	0	生きがいサポート センターへ
H30-F(50代女性)	0	2	0	0	0	生きがいサポート センターへ

※A 型事業所: 就労継続支援 A 型事業所

※生保:生活保護

※阪神南就ポツ:阪神南障害者就業・生活支援センター

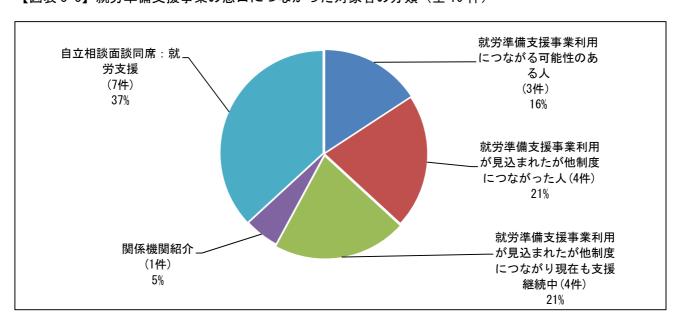
【図表 3-2】就労準備支援事業の窓口につながった経路(全 19 件)



「関係機関」の内訳として、法人職員間での連携によりニーズが出てきたケースがありました。また、毎月の就業支援団体連絡会で生きがいサポートセンター阪神南との情報共有、若者相談センターアサガオの親の会に参加するなど、関係機関との連携を強めた結果、関係機関からの相談が増えました。

さらに、就労支援の窓口において、受付シートの整備を行ってスクリーニングの工夫をし、阪神南 障害者就業・生活支援センターと就労準備支援事業との支援を明確に分け、適切な支援に結びつける ことができるようになりました。

【図表 3-3】就労準備支援事業の窓口につながった対象者の分類(全 19 件)



就労準備支援事業の窓口につながった対象者の分類については、自立相談の面談に同席(就労支援)が増加しています。

また、支援中に障がい者手帳を取得し、福祉サービスを利用の就労に結びつくケースが増加していますが、障がい受容に時間がかかり、支援期間が長くなっています。

## 2 社会資源の開拓 (阪神南障害者就業・生活支援センターとの連携による)

【図表 4 ボランティア・見学・実習 可能事業所】

事業所名	所在地	内容
株式会社ブックサプライ	尼崎市	中古本・CD・DVDのピッキング等
山澤工房	西宮市	スーツケースの解体
あしや温泉	芦屋市	館内清掃
社会福祉法人 三田谷治療教育院	芦屋市	草花の手入れ・水やり 野菜作り
就労支援カフェCACHE-CACHE(カシュカシュ)	芦屋市	喫茶作業(平成28年度より)
就労移行支援事業 ワークホームつつじ	芦屋市	作業補助
NPO法人 日本レスキュー協会	伊丹市	犬の世話 事務作業等
ウェルネットさんだ	三田市	農業体験
婦木農園	丹波市	農業体験・酪農体験(合宿も可)

## 3 対象者の状態像に対応できる支援メニューの多様化について

## 【図表 5 パソコン講習(全 10 回)】就労準備支援事業利用者 2 名利用

	項目	内容
1	機器使用方法	機器の立ち上げ、利用方法等初級コースから指導。
2	ソフト基礎学習	Word の文書作成・表作成,Excel の表作成・数式の理解,PowerPoint 利用のプレゼン等社会で最も必要なソフトの基礎学習。
3	求人の検索 職業の選択	デスクワーク業務について、インターネットによる仕事探し等対象者の希望と能力に近い就労対策。

## 【図表6 グループセッション プログラム(前期・後期とも全10回)】

## ※ 就労準備支援事業利用者 1 名利用

回数	テーマ	詳細
1	働く意義	仕事とは・働くイメージ
2, 3	自己理解	① 障がいについて 得意不得意 自分の強み ② 自己分析と他己分析
4	職業選択	ジョブマッチング 進路選択 自分らしい進路
5	仕事に向き合う姿勢・心構え	企業が求める人材とは 大切な姿勢とは
6	ビジネスマナー	あいさつ 言葉遣い 身だしなみ 立ち居振る舞い
7, 8	職場対人スキル	① 報告・連絡・相談 組織の仕組み ② コミュニケーションの取り方 伝え方 人との距離感 職場での雑談
9, 10	問題解決スキル	① 問題解決の方法 ② その場に応じた対応の仕方

※前期:会社見学(第5回目として実施)

後期:夢地図作成(第1回目として実施)

調理実習(第8回目にLet's cook!実施)

## 【図表7 就労サロン 毎月1回】

目的	参加者が職場での体験や悩みごとなどを自由に発言し、参加者同士で体験を共有し、共に考えながら互いに支え合い、励まし合う場とする。また、参加者同士の交流によって、働く意欲が高まり、より充実した職業生活を送れるよう、本会を一歩踏み出す飛躍の場としたい。
対象者	阪神南障害者就業・生活支援センター利用者,就労準備支援事業利用者
その他	医師・カウンセラーを外部講師に招き、質問会を実施。

### 【図表 8 面接練習 毎月 1 回】就労準備支援事業利用者 2 名利用

目的	利用者が求人に応募の際の面接の練習等を行う場とする。		
対象者	阪神南障害者就業・生活支援センター利用者,就労準備支援事業利用者		

面談でのパソコン講習を引き続き実施し、グループセッションで会社見学や調理実習も行いました。 また、今年度より新しく就労準備事業利用者の就労定着のため支援の拡大に至り、就労サロンと面 接練習を実施し、プログラムの多様化を図りました。

## 4 成果と課題

#### (1) 成果

#### ① 就労準備支援事業の利用に向けた支援について

自立相談支援事業の面談に早期から同席し連携を強めた結果,就労準備支援事業にスムーズにつなぐことができました。また,様々な支援ニーズに対応するためプログラムの多様化を図りパソコン講習会と就労グループセッション,面接練習会は月1回のペースで実施しました。参加者からは「履歴書の書き方・面接の受け方のアドバイスがとても役に立った。」という声や自己肯定感につながり,就職につながるケースもありました。利用者層を広げ,その自立に向けた支援につながったと感じています。

社会資源である職業訓練施設や障害の診断のある人については福祉サービスを活用し就労移行支援 事業や就労継続支援(A型・B型)事業等の障害福祉サービス事業による支援につなぎ切れ目のない 支援になるよう実施しました。障害者手帳を取得された人は障害者就業・生活支援センターにつなぎ ました。

就労準備支援事業未利用者については、他事業所につながったケースと利用者同様に支援した結果、 未利用のまま粘り強く支援を続けているとともに就職につながるケースもありました。

#### ② 潜在的な対象者について

生きがいサポートセンター阪神南・神戸東との定期的な情報交換や、若者相談センターアサガオの親の会に参加するなど、潜在的な対象者の把握に努めた結果、対象者の紹介につながりました。また、関係機関への周知・啓発も広がりネットワークが広がりました。

### ③ 社会的孤立等の状態にある人への支援について

若者相談支援センターアサガオの親の会に参加し社会的孤立等の状態にある人には、本人だけでなく家族も含めた居場所が必要であることがわかりました。来所が難しい対象者への訪問などの支援を継続して行っていくことが必要であることがわかりました。

#### (2)課題

#### ① 就労準備支援事業の利用に向けた支援について

「働きたい。」という主訴をもとに就労準備支援事業へつながりますが、そのための準備(生活リズムを整えること、面談の約束を守ることなど)に時間が必要なケースも多いのが現状です。事業の利用へつなげるための支援を続ける中で、マナーなど基本的な部分の大切さを理解することが難しいケースがあります。

#### ② 潜在的な対象者について

ケアマネジャーより、社会的孤立に関する相談があることから、今後地域における対象者をさらに 広がりのため、より地域と結びついている民生委員・児童委員などとの連携をすすめていくことが必 要と思われます。

また、近隣の大学や通信制や定時制高校へ訪問し周知・啓発をしていくことで対象者の広がりにつながると思われます。

#### ③ 社会的孤立等の状態にある人への支援について

孤立・深刻化しているケースは、家庭訪問や面談のみでの解決が難しくなってきています。親亡き後の未就労世代の困窮、学校不登校に続くひきこもりや、多重の問題を抱えるケースには地域とのつながりの中でネットワークを活用した対象者の情報の収集と多面的アプローチが必要であると考えています。

潜在的な対象者・社会的孤立の状態にある人の把握について、地域の様々な分野との連携をすすめていく必要があると思われます。

## III 地域まなびの場支援事業(任意事業)の実績

### <事業の概要>

まなびの場の環境が十分に用意されていない生活困窮世帯等の子どもが成長する過程において、再び 経済的困窮に至ることを防止するとともに、地域に子どもの居場所を確保することで保護者以外の大人 とのコミュニケーションを通じて社会性や他者との関係性を育むことを目的とし、生活保護受給世帯を 含む生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援、地域の子どもたち及び誰もが集える居場所づくり、 保護者への支援を併せて実施するものです。

本事業は、平成30年12月より実施しています。

【図表1 学習支援の実施体制】

名称	役割
学習支援相談員	<ul><li>(社会福祉法人山の子会の事業担当者)</li><li>・地域まなびの場支援事業全体の統括</li><li>・「学習支援」,「居場所」,「養育支援」等の企画・実施</li><li>・「学習支援」利用希望者の面談,事業の詳細説明</li></ul>
学習支援員	(元学校教員,元塾講師,学生等) ・「学習支援」の講師 ・「居場所」,「養育支援」の補助

<sup>※</sup>学習支援員が同時に学習支援する生徒数は、1人当たり最大3人以内とする。

## 1 支援実績

## (1) 学習支援

① 利用申込み

## 【図表 1-1 利用申込者数及び世帯数】

(人,世帯)

区 分	小学生	中学生	高校生	合計	世帯数
合計	5	2	2	9	5

## ② 利用状況

## 【図表 1-2 学習支援利用状況】

(人,世帯)

月	開催回数	小学生	中学生	高校生	合計	世帯数
12 月	4 回	13 (4)	3 (1)	0 (0)	16 (5)	3
1月	5 回	6 (4)	1 (1)	0 (0)	7 (5)	3
2 月	4 回	7 (3)	1 (1)	0 (0)	8 (4)	3
3 月	5 回	10 (4)	2 (1)	0 (0)	12 (5)	3

※( )内は実人数

## (2)子どもの居場所「ひみつきち」

① 利用状況

## 【図表 1-3 ひみつきち利用状況】

(人)

月	開催 回数		小学生	中学生	高校生	その他*	合計	合計 実人数
12 月	4 回	利用者数	15	0	0	44	59	57
12 <i>H</i>	4 凹	うち学習支援利用者	4	0	0		4	3
1 🖪	2 🗖	利用者数	4	0	0	40	44	37
1月 3回	3 凹	うち学習支援利用者	0	0	0		0	0
2 🖪	4 🗖	利用者数	16	1	0	84	101	82
2月 4回	うち学習支援利用者	0	0	0		0	0	
3月 5回	5 (5)	利用者数	14	1	0	58	73	49
	5 回	うち学習支援利用者	0	0	0		0	0

※ 未就学児とその保護者が大半を占める。

## ② 企画内容

## 【図表 1-4 ひみつきち企画内容一覧】

月	企画内容
12 月	<ul><li>① 芦屋の歴史探検 ここはどこ?芦屋の写真クイズ</li><li>② ~落語でおしゃべり教室~ 第1回ステーション寄席</li><li>③ 宇宙のひみつにチャレンジ(第1回) ロケット作り・宇宙のお話</li><li>④ ~子どもむけの~ もちつき会</li></ul>
1月	<ul><li>① キッズ ヨガ</li><li>② 宇宙のひみつにチャレンジ(第2回) 熱気球作り・宇宙のお話</li><li>③ 落語でおしゃべり教室 第2回ステーション寄席</li></ul>
2 月	<ul><li>① バルーンおじさんのバルーンアート(第1回)</li><li>② 芦屋の歴史探検 芦屋の写真クイズ(第2回)</li><li>③ 宇宙のひみつにチャレンジ(第3回) ブーメラン作り</li><li>④ 世界はこんなに広いんだ! ネパールのラビンドラさんのお話</li></ul>
3 月	<ul> <li>① キッズ ヨガ(第2回)</li> <li>② 芦屋の歴史探検 「芦屋の中の映画」から(第3回)</li> <li>③ 宇宙のひみつにチャレンジ(第3回) 紙飛行機大会</li> <li>④ リトミック ~音で遊んで感性を育てるワークショップ~</li> <li>⑤ 落語でおしゃべり教室 第3回ステーション寄席</li> </ul>

## (3)養育支援

#### 【図表 1-5 相談件数·人数】

	12 月	1月	2 月	3 月	合計
相談件数	2	1	0	0	3
相談人数	1	1	0	0	2

#### 主な相談内容

- ・子どもの健康状態や教室での行動
- ・中学受験における入学試験対策の相談

## 2 成果と課題

### (1) 成果

## ① 学習支援について

自立相談支援事業及び福祉部生活援護課と事業利用に関する手順を調整し、円滑に利用登録を することができました。利用登録は本事業開始時点における5世帯でした。

また、学校の宿題を中心に、対象者の学力や希望に応じた学習支援を実施し、学習の習慣づけのきっかけとなっています。

学習を通して学習支援相談員及び学習支援員と子どもの間で信頼関係を築いています。また、 学習の合間に小学生の子ども同士でコミュニケーションを図る姿も見受けられました。

出席率が高い子どもについては、学習面、生活面で成長が見られ、保護者からも評価していた だきました。

#### ② 子どもの居場所「ひみつきち」について

郷土への関心増加、コミュニケーション能力の育成、科学等への知的好奇心の喚起等を趣旨とする催事企画を毎週実施しました。未就学児とその保護者が多く参加している状況です。

「ひみつきち」と「子どもと地域の食堂」の両方に参加し、憩いの場として利用する小学生や 保護者が見られるようになりました。

#### ③ 養育支援について

子どもの健康状態等や入学試験対策に関する相談に対応しました。

## 4 その他

子どもと地域の食堂を活用し、学習支援相談員、学習支援員、子ども及び保護者が自由に話を することができる場を設定しています。 事業実施にあたり、少数ではありますが、学生ボランティアや地域住民の協力を得ることができました。

#### (2)課題

#### ① 学習支援について

現在の時間設定では、中学生・高校生の利用が困難であるため、時間帯を検討する必要があると考えています。

また、大学生や教育経験者等学習指導に経験のある講師の確保が難しく、募集方法を検討する 必要があります。

不登校や学校への不安を抱えている子どもに対しては、関係機関と連携しながら丁寧にサポートしていく必要があります。

#### ② 子どもの居場所「ひみつきち」について

学習支援対象者の参加が少なく, ひみつきちにも興味を持ってもらえるよう実施内容を検討します。より多くの子どもに参加してもらえるよう. 周知先や周知方法を検討します。

中学生, 高校生の参加が少なく, 開催時間帯の工夫・検討も必要です。また, 多世代(高齢者, 未就学児を含めて)が一緒に参加し, 楽しみながら交流を図れるような企画を考える必要があります。

#### ③ 養育支援について

保護者が気軽に悩みを相談できるよう信頼関係を構築するとともに、学習支援相談員から、声掛けを行う等アプローチしていきたいと考えています。関係機関と連携を図り、世帯の状況に応じた支援方法を検討していきます。

### ④ その他

子どもと地域の食堂については、親子での利用も多く、子どもと地域の食堂の利用が、ひみつきちへの参加にもつながるよう具体策を検討します。

#### く参考>

## 【図表2 子どもと地域の食堂利用状況】

(回. 人)

	12 月	1月	2 月	3 月
実施回数	8	8	8	9
利用者数	198	213	353	336
うち学習支援利用者数	18	5	9	5

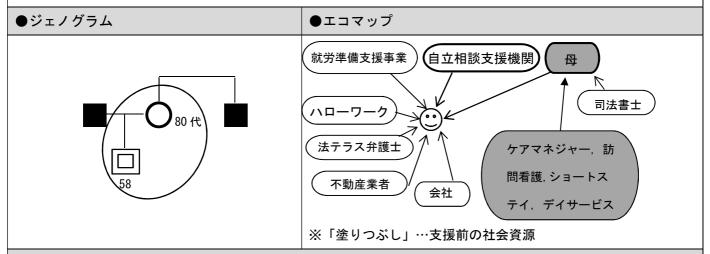
## IV 個別事例とその地域課題

(※事例内容は本人が特定されないよう、修正しています。)

事例1『課題が複数あり、社会的に孤立している高齢者虐待養護者への支援』

### ●事例の概要

58歳、男性Aさん。介護が必要な母と同居。大学卒業後、定職に就かず趣味を活かした自営業をしていたが、うまくいかなくなり借金。母親の介護、借金整理、就労など課題が複数あり何から始めたらいいかわからない状態。



## ●インテーク・アセスメント時の本人の課題

- ・借金整理について市役所から法テラスを紹介されるも、自己破産の準備がわからないため手付かずのまま放置されていた。
- ・母の年金額が比較的多く、本人が管理しながら二人分の生活費としていた。
- ・母名義の自宅は物にあふれ片付けができていない状態であり、介護が必要な母の居住空間としては不適切であった。
- 「どうしたらいいかわからない」等の発言が多く、何をするにも判断に時間を要する。
- ・初対面の人とは目を合わせることや直接話をすることはなく、知っている人を介して会話をしようとする。
- ・自宅以外の居場所がなく、コミュニティが限定されている。

## ●支援の方向性

- ・借金整理の手続きの支援を行う。
- ・日常生活の自立と食生活の見直し支援を行う。
- ・就労支援を行う。

●支援経過	●支援プラン
H30.1 本人と法テラス弁護士の面談に同席	<ul><li>・本人ができないことについて</li></ul>
・本人の現在の困りごとについて聴き取りを行う。借金を自己破産すること	確認
で整理することとなった。	
H30.3 母が入院	・母のお見舞いに行く
・母の状態が悪くなり、救急搬送される。	

●支援経過	●支援プラン
H30.4 自己破産手続きの準備開始	・自己破産手続きを進める
・弁護士から指示のあった財産価値のあるものを売却すること、毎月収支表	・家計管理支援
を作成することなどのうち本人が難しいと思っていることについて、相談員	
が手伝うこととする。	
H30.5 虐待通報	・虐待対応における養護者支援
・母の入院費の支払いが滞りはじめ、母の支援者から虐待通報される。	・課題の優先順位変更を確認
・家財道具を売却し、生活費を確保。	
・自己破産手続き支援より就労支援を優先して進める。	
・母の入院費等の支払いよりも本人の国民年金滞納分の支払いにこだわる。	
H30.6 就労支援開始と就労	・就労支援
・就労準備支援事業,生活保護受給者等就労自立促進事業を利用し,就職活	・具体的な就職活動に取り組む
動を開始。	
・H30.7 就労開始。自己破産手続き支援、母名義の自宅売却手続き・本人の	
転居先検討開始。	
H30.12 自宅売却と転居、自己破産確定	・就労定着支援
・転居後、就労収入の範囲内で家賃等必要経費を支払いながらの生活を始め	・自宅売却と転居支援
る。	
・自己破産審判がおり、免責確定。	
●支援の効用	

## ●支援の効果

- ・一度は法テラスにつながり借金整理をしていく予定が、本人の理解不足もあり放置されてしまった。支援が 入ったことで再開し、自己破産手続きを進めることができた。
- ・母への高齢者虐待となってしまったため、本人の課題の優先順位とは違ったが、虐待対応を優先するため就 労支援を開始し就職することができた。
- ・母の入院転院手続き、自宅売却手続きや転居に伴う手続きを支援することによって、本人の不安が解消され 就労定着することができた。

#### ●支援を通じた地域課題等

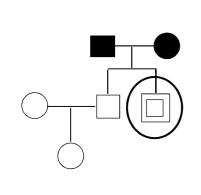
- ・同居する家族の収入で生活が成り立つ場合、働く動機が低く、将来的な生活困窮の恐れがある。またそもそもの生活能力(家計管理・金銭管理、掃除、片づけ、調理などの能力)が低い場合、就労収入の範囲内での生活が難しく日常生活の自立支援が必要である。
- ・借金整理により自宅売却や転居を伴う人への支援の場合、課題が複合的であり支援にもスピードを要求される。もともと社会との関係が希薄であるため、転居後の地域活動への参加などに興味が薄く更なる社会的孤立となるリスクが高い。地域社会と結びつくことができるような支援が必要である。

## 事例2『就労準備支援事業利用事例』

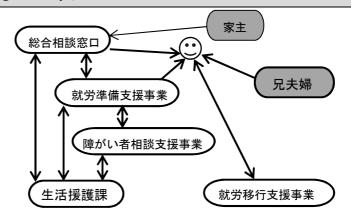
## ●事例の概要

- ・30 代男性Bさん。金銭管理をしていた同居の母が入院し、また同時期に仕事を退職した。
- その母が亡くなり、手持ち金が少なくなり、日常生活も心もとない。
- ・家賃の滞納により、家主よりの相談で、総合相談窓口につながった。
- ・無職でその後再就職が難しいということで就労準備支援事業へつながった。

## ●ジェノグラム



#### ●エコマップ



※「塗りつぶし」…支援前の社会資源

## ●インテーク・アセスメント時の本人の課題

- ・金銭管理を行っていた同居の母亡き後、日常生活、特に金銭管理が行えていない。
- ・初回面談は来所時に挨拶程度。後日、自宅訪問。室内はきれいに整えられていたが、簡単な質問には単語で答えられる状態。細かい意思の疎通は難しい印象。
- ・10年以上の就労経験があるということであるが、ハローワークでは、一般での就労は厳しいと指摘を受けた。

### ●支援の方向性

- ・日常生活リズムの確立と体力づくりを行う。
- ・以前の仕事は軽作業であったらしいが、就労移行支援事業を活用したアセスメントにより、職種等について検討する。
- ・地域で孤立状態のため、仲間づくりを行う。
- ・就労準備の支援をする。

●支援経過	●支援プラン
H30.6 初回面談:自立相談支援事業の面談に同席	• 定期面談
・主訴は「早く働きたい。」	・生活リズムを整える
H30.7 自宅訪問。就職活動開始	• 定期面談
・これまでの生活歴や職歴などについて聞き取りを行う。	・就職活動に取り組む
・室内はきれいに掃除されていた。	(生活保護の申請)
・来所面談時に、履歴書作成。ハローワークで書いたという持参の履歴	
書は中学校卒業年が間違っていた。指摘すると、指示通りに書き変える	
が、自分で計算して確かめることはできなかった。	

●支援経過	●支援プラン
H30.8 成育歴等の調査と並行して, 就職活動	• 定期面談
・面接練習に参加。	・就職活動に取り組む
・障がい者手帳による福祉サービスを利用して就労への訓練をするとい	
うことを受け入れる。	
・本人同意の上で,出身校や兄夫婦から聞き取りを行う。	
H30.9 就職活動	• 定期面談
・職種に関する本人の希望は、「資格はないが、小さい子どものいるとこ	・就職活動に取り組む
ろで働きたい。でも、自分では探せないから、幼稚園などを探してほし	
[,°]	
・障がい者相談支援事業も支援に加わる。	
・面接練習に参加。	
H30.10 就職活動 就労準備支援事業終結	・終結→フォローアップ
・療育手帳を取得できた時点で,阪神南障害者就業・生活支援センター	(定期的な見守り支援)
へつなぐことになった。新担当者と顔合わせ。	・定期面談
・仕事については、やはり「小さい子どものいるところで。」が希望。	(療育手帳の申請)
H30.11 就職活動	・就職活動に取り組む
・療育手帳が取得できたら、ということで、やっと就労移行支援事業所	・事業所見学同行
の見学を受け入れる。その見学に同行。	
H30.12 就職活動	・就職活動に取り組む
・就労移行支援事業の体験実習に同行。	・事業所体験実習同行
・面接練習に参加。	
●支採の効果	

## ●支援の効果

- ・面接練習に参加することで、仲間作りのきっかけができ、早く働きたいという気持ちが、さらに強くなった。
- ・生活費における生活保護費と就労移行支援事業所の収入との関係を繰り返し説明したことで、本人もこれからの人生の計画が立てられたと感じられた。

## ●支援を通じた地域課題等

- ・同居する家族の収入で生活が成り立つ場合、その家族の死によりたちまち生活困窮に陥ってしまう。加えて地域で孤立状態であると、本人には困っていることの発信のすべがない。
- ・親亡き後の未就労世代の困窮は今後の問題でもあるが、潜在的な対象者の把握について、 さらに努めなければならないと考えられる。

## V 事業推進体制

#### 1 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会

参考資料 1 「芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会設置要綱」に基づき設置

#### <目的>

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、関係機関等が連携し、情報共有を行うとともに、 支援に必要なネットワークを構築するため。

#### <設置日>

平成 28 年 1 月 18 日

#### <構成員>

参考資料 2「生活困窮者自立支援推進協議会委員名簿」を参照

#### <開催日>

## 第1回

平成 30 年 7 月 20 日 (金) 午後 1 時 30 分~4 時

#### 第2回

平成 31 年 2 月 20 日 (水) 午後 1 時 30 分~3 時 40 分

#### <協議内容>

## 第1回

- (1) 自立相談支援事業における平成 29 年度の実績報告及び平成 30 年度の取組について
- (2) 就労準備支援事業における平成29年度の実績報告及び平成30年度の取組について
- (3) 地域まなびの場支援事業について
- (4) その他

## 第2回

- (1) 報告
  - ① 各事業の取組状況について
    - ア 自立相談支援事業
    - イ 就労準備支援事業
    - ウ 地域まなびの場支援事業
  - ② 生活困窮者自立支援制度にかかる窓口対応・相談支援ガイドラインの改訂について
- (2) 協議
  - ① 地域発信型ネットワークに属する附属機関等が把握している課題
  - ② 潜在的な対象者の把握について
- (3) その他

## <協議結果>

## 第1回

生活困窮者の地域活動への参加等、生活困窮者の課題を社会福祉協議会全体の課題として捉え、各事業が連携し、支援を行う環境づくりが必要であると助言をいただきました。

生活保護基準ではないが、今後生活保護の受給が見込まれるケース等、生活援護課の窓口から生活 困窮者自立支援制度に積極的につなげるような環境づくりの必要性について共有を行いました。

また、発達障がいの方や家計管理に関する課題については、自立相談支援機関のみではなく、関係機関と連携し、支援できるような仕組みづくりの必要性が示されました。

就労準備支援事業については、事業を利用するための支援や法人内の他事業のあり方について精査 し、整理が必要であると協議しました。

## 第2回

「家計」に関する課題について、自立相談支援機関で家計相談を行うことで解消された税や保険料の滞納額を示すなど、家計相談の効果や支援内容の示し方の検討を行う必要があると指摘をいただきました。

また、就労準備支援事業における事業利用者だけでなく、事業利用に至らない人に対する支援について支援の経過がわかるような時間的に追っていく資料作り等の検討が必要であるということが示されました。

## 2 総合相談連絡会

#### <目 的>

総合相談連絡会は、保健福祉センター開設時から本センター内の各種相談窓口の機関を対象に開催 しており、「総合相談窓口」で受けた相談内容の報告と対応の確認を行っています。また、各種相談 窓口の担当者間の意思疎通を図る役割も担っています。

また、平成30年度には、自立相談支援事業と総合相談窓口の機能の見直しを行い、総合相談としての相談内容の実績把握につながりました。

## <実施状況>

開催日:毎月第2金曜日 午後4時~5時

参加機関:12機関(福祉センター、保健センター、家庭児童相談室、特別支援教育センター、福祉部地域福祉課、高齢者生活支援センター、阪神南障がい者就業・生活支援センター、就労準備支援事業、障がい者相談支援事業、権利擁護支援センター、社会福祉協議会、若者相談センター)

#### <平成30年度の成果と課題>

## 成 果

- ・総合相談窓口での相談機能の見直しを行い、自立相談支援事業を「他制度・他機関つなぎ」と分類したことで、より相談の流れが明確になりました。
- ・従来通り、総合相談窓口で受けた相談内容を各機関と共有し、その後の対応や支援内容などを確認することができました。
- ・参加者からも講演会や研修などのチラシを配布いただき情報共有することができました。

#### 課題

・相談内容の情報共有とつないだ機関の対応報告にとどまり、事例についてより深めた意見交換につながらない場面がありました。

## 3 事例検討会

#### <目 的>

相談対応において精神疾患や発達障がい、依存症のアセスメントや支援方法で迷うことが多いため、 学識経験者やケースに携わっている関係機関とケースの方向性や振り返りを行う場として設置してい ます。

#### く実施状況>

開 催 日: 奇数月 (平成 27 年 11 月~)

参加者:阪田憲二郎先生(神戸学院大学教授)・社会福祉協議会・福祉部地域福祉課・就労準

備支援事業・事例に携わる関係機関

#### <平成30年度の成果>

## 成 果

・本人が目の前の生活に追われ、課題解決に向けての支援内容の提案に消極的な場合もあります。 支援が停滞しているケースなどに相談員がどのように関わるべきなのか支援方針への見立てや本人 の発達特性に伴う対応などのアドバイスをもとに、相談員の役割を再確認・整理することができ、 支援方針を再考するきっかけになるなど支援が進みました。また、社会的孤立など社会との関係性 の構築が難しいケースについて、具体的なアドバイスをいただくことができ支援者側の焦りの解消 になる効果もありました。

## 課題

・対象事例が積極的に自立を意識していない場合、支援方針やプラン作成が難しい場合があります。個別事例を取り扱う中で事例から見える共通課題を整理する場面にもなっていますが、把握できた課題について、附属機関等へ提案検討を進める必要があります。

## 4 阪神 7 市·篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会

#### <目的>

生活困窮者が抱える多様な複合的な問題について、尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川 西市・三田市・篠山市における市が連携し、情報の共有、職員の資質向上及び支援に必要なネットワ 一クの構築を行うことで生活困窮者自立支援制度の円滑な運営と発展を図る。

## <開催日>

#### 第1回担当者会

平成 30 年 7 月 9 日 (月) 午後 3 時 30 分~5 時 30 分

## 第2回研修

平成 31 年 2 月 22 日 (金) 午後 2 時 30 分~5 時 30 分

#### <協議内容>

## 第1回

- ① 今年度の事業に関する研修内容と開催方法について
- ② 各市より提案のあった議題について
  - ・家計相談支援事業について(宝塚市)
  - ・学習支援事業について(川西市)

## 第2回

- (1) ひきこもり支援について(さんだ若者サポートステーション)
- ② 家計改善支援事業について (伊丹市)
- ③ 市担当者会/主任相談員の会

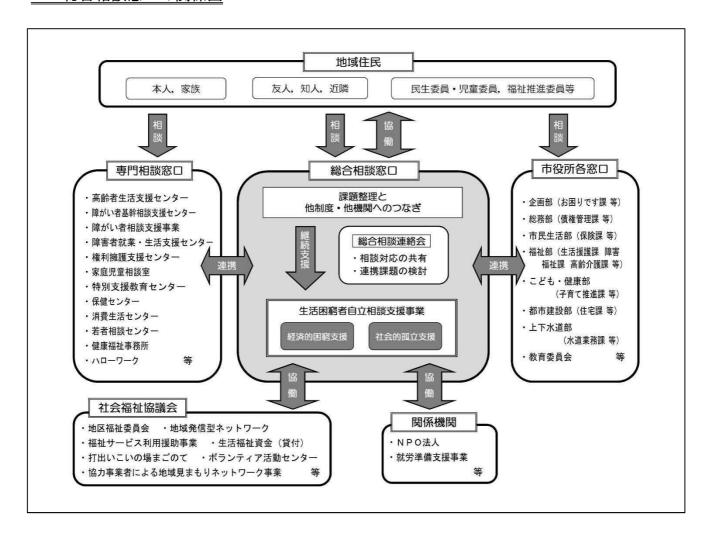
## 市担当者会議題

- ・支援調整会議の実施方法等について(西宮市)
- ・法改正により新設された支援会議の設置状況について(西宮市/芦屋市)
- ・対象者自身に生活困窮の自覚がなく支援も必要ないと思っている人への介入方法について (芦屋市)
- ・今後3年間に実施することを努力義務とした任意事業の「就労準備支援事業」と「家計改善支援事業」の実施について(篠山市)

## 主任相談員の会議題

- ・困難ケースの対応方法(ひきこもりや自死リスクの高いケースなど)(西宮市)
- ・支援調整会議の効果的・効率的な運営方法(西宮市)
- ・ひきこもり家族会の立ち上げ・運営方法、家族への支援方法(三田市)

## 5 総合相談窓口の関係図



(第3次芦屋市地域福祉計画より抜粋)

# VI 芦屋市における生活困窮者自立支援事業の課題と今後の方向性

芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会 会長 平野 隆之

現在作成依頼中。

## VIIその他

## 1 広報啓発

#### (1) 広報誌

平成30年4月 社協だより

平成 30 年 7 月 福祉センターだより

平成30年7月 社協だより

平成30年10月 社協だより

平成31年1月 社協だより

### (2) 広報物作成

平成 30 年 11 月 チラシ・リーフレット作成

平成 30 年 11 月 啓発用絆創膏作成

### (3) 説明会等

平成30年4月 生活困窮者自立支援制度 居宅介護支援事業所職員向け説明会

平成30年5月 生活困窮者自立支援制度 芦屋市職員向け研修会

平成30年7月 生活困窮者自立支援制度 関係団体新任・異動職員向け研修会

平成 30 年 11 月 生活困窮者自立支援制度 権利擁護支援者養成研修

平成31年3月 生活困窮者自立支援制度 ケアマネジャー友の会研修

## 2 近隣市との情報交換会等

平成30年6月 第50回就業支援団体連絡会

平成30年7月 第51回就業支援団体連絡会

平成 30 年 7 月 阪神 7 市·篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会

平成 30 年 8 月 第 52 回就業支援団体連絡会

平成 30 年 9 月 第 53 回就業支援団体連絡会

平成 30 年 10 月 第 54 回就業支援団体連絡会

平成 30 年 11 月 第 55 回就業支援団体連絡会

平成 30 年 12 月 第 56 回就業支援団体連絡会

平成 31 年 1 月 第 57 回就業支援団体連絡会

平成 31 年 2 月 第 58 回就業支援団体連絡会

平成 31 年 2 月 阪神 7 市·篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会

平成 31 年 3 月 第 59 回就業支援団体連絡会

# 3 職員研修

平成 30 年 7 月	相談面接技術研修
平成 30 年 7 月	コミュニケーションに困難を感じている学生のための就職セミナー
平成 30 年 7 月	地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業実施自治体向け
	研修会(第1回)
平成 30 年 11 月	ひきこもり問題の理解促進と支援力向上のための研修会
平成 30 年 12 月	地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業近畿ブロック
	研修会(第1回)
平成 30 年 12 月	生活困窮者自立支援制度兵庫県人材育成研修
平成 31 年 1 月	地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業実施自治体向け
	研修会(第2回)
平成 31 年 2 月	生活困窮者自立相談支援事業連絡促進会議
	(主催:兵庫県社会福祉協議会)
平成 31 年 2 月	地域共生社会フォーラム
平成 31 年 3 月	自殺予防対策研修
平成 31 年 3 月	生活困窮者自立支援制度兵庫県人材育成研修

# <u>4 視察対応</u>

平成 30 年 10 月 岡山県浅口市視察対応

## VIII 参考資料

## 1 生活困窮者自立支援推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、関係機関等が連携し、情報共有を行うとともに、支援に必要なネットワークを構築するため、芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 生活困窮者支援に係る情報共有に関すること。
  - (2) 生活困窮者支援に係る社会資源の活用、就労の場の開拓、社会参加の場づくり等に関すること。
  - (3) 生活困窮者支援の推進を図るためのネットワークの構築に関すること。
  - (4) その他設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 学識経験者
- (2) 司法関係者
- (3) 保健, 医療関係者
- (4) 商工, 労働機関関係者
- (5) 権利擁護支援センター関係者
- (6) 地域包括支援センター関係者
- (7) 障がい者基幹相談支援センター関係者
- (8) 若者相談関係者
- (9) 福祉団体関係者
- (10) 行政関係者
- (11) その他市長が必要と認めた者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

- 第7条 協議会は、特定の課題について、専門的に協議する必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の部会員は、会長が指名する。
- 3 各専門部会には、それぞれ部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、会長が指名する。
- 5 部会長は、専門部会を主宰する。
- 6 副部会長は、部会員のうちから部会長が指名する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 専門部会において、部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、意見を聴取する ほか資料の提出を求めることができる。
- 9 専門部会は、協議会から付託された事項について協議し、その結果を協議会に報告する。 (庶務)
- 第8条 協議会の庶務は、地域福祉に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。 附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成2 9年3月31日までとする。

# 2 平成 30 年度 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会委員名簿

区分	所属	氏 名
学識経験者	日本福祉大学社会福祉学部 教授	平野 隆之
司法関係者	芦屋法律事務所 弁護士 (兵庫県弁護士会)	長城 紀道
保健及び医療関係者	芦屋市医師会 理事	宮﨑 睦雄
体性及び医療関係有	兵庫県芦屋健康福祉事務所 地域保健課地域保健専門員	川部 博子
<b>茶工 光風機問題</b> <i>医</i> 老	西宮公共職業安定所 職業相談部門統括職業指導官	北村 孝一
商工,労働機関関係者   	阪神南障害者就業・生活支援センター 主任就業支援担当	藤川 喜正
芦屋市権利擁護支援センター 関係者	権利擁護支援センター長	脇 朋美
芦屋市地域包括支援センター 関係者	精道高齢者生活支援センター 基幹的業務担当主査	針山 大輔
芦屋市障がい者基幹相談支援 センター関係者	障がい者基幹相談支援センター長	三芳 学
若者相談関係者	芦屋メンタルサポートセンター長	杉江 東彦
	芦屋市社会福祉協議会 事務局長	園田 伊都子
福祉団体関係者	芦屋市民生児童委員協議会 朝日ケ丘ブロック長	倉内 弘子
行政	福祉部長	安達 昌宏

# 「総合相談窓口」 ひとりで悩まないでご相談ください

頑張っているのに 仕事が見つからない

働いたことが無くて不安

仕事に関する相談

こんな悩みを 抱えていませんか?

家賃が高くて支払えない

仕事をやめて 家賃が支払えない

住まいの相談

お金のやりくりが うまくいかない

借金ばかりで生活が苦しい

お金に関する相談

悩みがあるけど 相談できる人がいない

くらしの相談

# 相談内容のQ&A

- Q1.誰でも相談できますか?
- A 1. 原則として、芦屋市在住で、生活に困窮している方、身近に相談できる人がいなくて、困っておられる方ならどなたでも相談できます。
- 02. 仕事のあっせんはしてくれますか?
- A2. 窓口で仕事のあっせんはしていませんが、ハローワークや就労支援を行っている関係機関におつなぎします。

# 相談支援の流れ 自立に向けて 一緒に歩んで いきましょう! なる なってとが 解決しました 解決しました なっています なってとが 解決しました なっています なっています なってとが 解決しました はっています なっています なっ

# くらしの「困りごと」、仕事の「悩み」、 あなたの「不安」をまずはご相談ください。

# 自立相談支援事業

~あなたと一緒に支援プランを作成します~

支援員がお困りの内容をお聞きし、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成します。寄り添いながら、自立に向けた支援を継続的に行います。



離職などにより住居を失った方、または失うおそれのある方には、求職活動などをすることを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

# 地域まなびの場支援事業

子どもの学習支援を始め、日常的な生活習慣、 仲間と出会い、活動ができる居場所づくり、進学 に関する支援等、子どもと保護者への支援を行い ます。

# 就労準備支援事業

「社会との関わりに不安がある」「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、すぐに就労が難しい方等に、有期限のプログラムに沿って、基礎能力を養いながら就労に向けた支援を行います。

ご相談内容に応じて、他の 制度利用等についても、各 関係機関と連携して支援を 行います。



# お電話のタールの来所の訪問など、ご希望の方法で相談に応じます

# 社会福祉法人 芦屋市社会福祉協議会

●電 話: 0797-31-0681 ●F A X: 0797-32-7529

●メ - ル: kurashi@ashiya-shakyo.com

●場 所: 芦屋市保健福祉センター1階 総合相談窓口(芦屋市呉川町14番9号)

●相談日時:午前9時~午後5時30分(土・日・祝日、年末年始を除く)

※本事業は、芦屋市社会福祉協議会が芦屋市より委託を受けて実施しています。 芦屋市福祉部地域福祉課 TEL:0797-38-2040 / FAX:0797-38-2160



秘密厳守

## 芦屋市保健福祉センター案内図



- ◆阪神芦屋駅から徒歩約13分
- ◆JR芦屋駅から徒歩約15分
- ◆阪急バスをご利用の場合 ①JR芦屋駅・阪急芦屋川駅・阪神芦屋駅から芦屋浜営業所前経由新浜町行き巡回ルート 31、32、35、36、131系統に乗車 《中央公園前≫下車。北へ徒歩2分

②阪急芦屋川駅・JR芦屋駅・阪神打出駅から中央公園前行き 63系統に乗車 《中央公園前》下車。北へ徒歩2分

③JR芦屋駅南口から新浜町経由大東町行き巡回ルート 50.59系統に乗車 若葉町経由芦屋浜営業所前行き巡回ルート 24.27系統に乗車 ≪呉川町≫下車。南へ徒歩1分

阪急バスの時刻表はホームページから http://bus.hankyu.co.jp/rosen9/ashiya.html

平成30年度 芦屋市生活困窮者自立支援制度に関する事業実績報告書作成にかかる事務局

氏 名	所 属
三谷 百香	
天羽 加織	芦屋市社会福祉協議会   (自立相談支援事業受託機関)
竹林 愛実	
藤川 喜正	社会福祉法人 三田谷治療教育院
藤田 敬二	(就労準備支援事業受託機関)
若林 伸和	社会福祉法人 山の子会
楠 正暢	(地域まなびの場支援事業受託機関)
吉川 里香	
鳥越 雅也	福祉部地域福祉課
山川 尚佳	
岡本 ちさと	
横道 紗知	

# 平成30年度

# 芦屋市生活困窮者自立支援制度に関する事業実績報告書

## 令和元年7月

## 発 行 芦屋市

〒659-8501

兵庫県芦屋市精道町7番6号

TEL 0797-38-2040

FAX 0797-38-2060

ホームページ http://www.city.ashiya.lg.jp/

編 集 芦屋市福祉部地域福祉課